

茨城県報

第 2 6 4 号

平成3年8月1日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(林政課)	1
告 示	
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課)	3
●茨城県林業改善資金貸付基準の一部改正(林政課)	3
●公有水面埋立ての竣功の認可(水産施設課)	4
●土地改良区役員の退任(農地管理課)	6
●土地改良区の合併及び定款の変更の認可(")	6
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)	6
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市施設課)	7
●土地改良事業の適当決定(3件)(土地改良事務所)	7
(選挙管理委員会)	
●選挙管理委員会第6回臨時会の招集	8
公 告	
●県営土地改良事業計画(3件)(農地管理課)	8
●公共測量の実施(用地課)	9
●開発行為の工事完了(建築指導課)	9
●道路の位置の指定(5件)(")	10

規 則

茨城県規則第50号

茨城県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県林業改善資金貸付規則(昭和52年茨城県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表 1 林業生産高度化資金の項中

「ウ 玉切積込機	玉切積込機1台につき 1,350万円
エ 苗木床替用機械で林野庁長官	苗木床替用機械1セットにつき 250万円
が定める基準に適合するもの	

オ	ミスト装置を用いて育苗を行うための施設で林野庁長官が定める基準の適合するもの	ミスト装置を用いて育苗を行うための施設1セット（育苗室100平方メートル分）につき 180万円	
カ	林内作業用トラクタ	林内作業用トラクタ1台につき 400万円	
キ	集運材用クレーン付き作業車	1台につき 600万円	
ク	樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設（いわゆるモノレー	1セットにつき 210万円	
	ル）		
ケ	単線循環式軽架線	1セットにつき 190万円	
コ	小径木搬出用とい	1セット（延長100メートル分）につき 110万円	を
サ	作業道開設用機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの	1台につき 600万円	
シ	移動式チップパー	1セットにつき 600万円	
ス	移動式炭化炉	1セットにつき 35万円	
セ	成形燃料製造機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの	1台につき 800万円	
ソ	きのこ生産用の機械・施設で林野庁長官が定める基準に適合するもの	1セットにつき 200万円	」
「			
ウ	苗木生産用機械・施設で林野庁長官が定める基準に適合するもの	1セットにつき 250万円	
エ	林内作業用トラクタ	林内作業用トラクタ1台につき 400万円	
オ	クレーン付き作業車	1台につき 600万円	
カ	樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設（いわゆるモノレー	1セットにつき 210万円	
	ル）		
キ	単線循環式軽架線	1セットにつき 190万円	
ク	小径木搬出用とい	1セット（延長100メートル分）につき 110万円	に
ケ	作業道開設用機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの	1台につき 600万円	
コ	移動式チップパー	1セットにつき 600万円	

サ 移動式炭化炉	1 セットにつき 35 万円
シ 成形燃料製造機械で林野庁長 官が定める基準に適合するもの	1 台につき 800 万円
ス きのこ生産用の機械・施設で 林野庁長官が定める基準に適合 するもの	1 セットにつき 200 万円

」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第 874 号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により公示する。

平成 3 年 8 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 カワチ薬品

2 建物の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品田尻店

日立市田尻町字赤羽 1 7 1 3 番 2 外

茨城県告示第 875 号

昭和 52 年 8 月 25 日茨城県告示第 962 号で告示した茨城県林業改善資金貸付基準の一部を次のように改正する。

平成 3 年 8 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 1 1 林業生産高度化資金の表貸付対象の欄中

「	ウ 玉切積込機	「	ウ 苗木生産用機械・施設で林野
	エ 苗木床替用機械で林野庁長官 が定める基準に適合するもの		庁長官が定める基準に適合する もの
	オ ミスト装置を用いて育苗を行		エ 林内作業用トラクタ

うための施設で林野庁長官が定める基準に適合するもの

カ 林内作業用トラクタ

キ 集運材用クレーン付き作業車

ク 樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設（いわゆるモノレー
ル）

ケ 単線循環式軽架線

コ 小径木搬出用とい

サ 作業道開設用機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの

シ 移動式チップパー

ス 移動式炭化炉

セ 成形燃料製造機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの

ソ きのこ生産用の機械・施設で林野庁長官が定める基準に適合するもの

を

オ クレーン付き作業車

カ 樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設（いわゆるモノレー
ル）

キ 単線循環式軽架線

ク 小径木搬出用とい

ケ 作業道開設用機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの

コ 移動式チップパー

サ 移動式炭化炉

シ 成形燃料製造機械で林野庁長官が定める基準に適合するもの

ス きのこ生産用の機械・施設で林野庁長官が定める基準に適合するもの

に

改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第876号

昭和59年9月14日付け水施指令第136号で免許した磯崎漁港区域内の公有水面埋立てに関する工事については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき次のとおり竣工を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 竣工認可年月日 平成3年7月23日
- 2 認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
茨城県
茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号
茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県水戸市大町二丁目1番33号 県公舎

3 埋立区域の位置 茨城県那珂湊市磯崎町地先公有水面

4 埋立区域及びその面積

(1) 埋立区域

次の②の地点から⑥の地点までの各地点を順次直線で結んだ線及び⑥の地点と②の地点を直線で結んだ線より囲まれた区域、並びに⑦の地点から②②の地点までの各地点を順次直線で結んだ線及び②②の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

① 磯崎漁港埋立区域に係る基準点(北緯36度22分51.616秒東経140度37分38.041秒)

- ② ①の地点から 306度43分19.6秒 14.70メートルの地点
- ③ ②の地点から 354度 2分 7.9秒 67.40メートルの地点
- ④ ③の地点から 275度 5分 7.3秒 17.60メートルの地点
- ⑤ ④の地点から 201度15分40.3秒 66.60メートルの地点
- ⑥ ⑤の地点から 113度40分26.7秒 24.20メートルの地点
- ⑦ ^①⑥の地点から 263度49分48.6秒 42.71メートルの地点
- ⑧ ⑦の地点から 264度41分 7.6秒 2.20メートルの地点
- ⑨ ⑧の地点から 292度19分29.5秒 22.10メートルの地点
- ⑩ ⑨の地点から 201度15分36.8秒 64.10メートルの地点
- ⑪ ⑩の地点から 265度21分^{12.6}15.3秒 ^{11.74}42.10メートルの地点
- ⑫ ⑪の地点から ¹⁷⁴175度⁵⁹29分^{23.1}25.9秒 12.60メートルの地点
- ⑬ ⑫の地点から 265度21分^{7.1}15.3秒 ^{72.77}42.50メートルの地点
- ⑭ ⑬の地点から 200度37分45.4秒 32.00メートルの地点
- ⑮ ⑭の地点から 89度12分52.9秒 16.10メートルの地点
- ⑯ ⑮の地点から 57度12分47.5秒 22.70メートルの地点
- ⑰ ⑯の地点から 69度58分27.8秒 20.70メートルの地点
- ⑱ ⑰の地点から 68度31分46.1秒 20.90メートルの地点
- ⑲ ⑱の地点から 78度47分46.2秒 20.10メートルの地点
- ⑳ ⑲の地点から 53度19分36.9秒 23.30メートルの地点
- ㉑ ㉑の地点から 38度41分48.9秒 21.70メートルの地点
- ㉒ ㉑の地点から 39度 0分18.5秒 21.00メートルの地点

(2) 埋立区域の面積 5, 6 9 9. 8 2 m²

5 埋立免許年月日及び番号

昭和59年9月14日

水施指令第136号

6 地元市町村名 那珂湊市

茨城県告示第 877 号

下妻市本城町 2 丁目 5 番地の 1 に事務所を置く霞ヶ浦用土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により届出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成 3 年 8 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡新治村大字高岡 1382 番地	理 事	野 口 福太郎	

茨城県告示第 878 号

平成 3 年 5 月 21 日付けで石岡台地土地改良区から申請のあった、半田土地改良区を合併し、並びに定款を変更することについては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項及び第 72 条第 2 項の規定により平成 3 年 7 月 25 日認可した。

平成 3 年 8 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 879 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき酒門千束土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

平成 3 年 8 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	檜 山 五 郎	茨城県水戸市酒門町 976
副理事長	舟 木 富 一	〃 〃 〃 702-1
理 事	吉 田 美 和	〃 勝田市泉町 11-10
同	堀 江 賢 一	〃 水戸市酒門町 1676
同	西 條 昌 良	〃 鹿島郡波崎町矢田部 9304
同	川 村 益 司	神奈川県藤沢市鵠沼松が岡 4-3-12
同	松 岡 昭 男	東京都豊島区雑司が谷 1-22-12
同	今 立 一 雄	茨城県水戸市平須町 158-152

茨城県告示第880号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 協和町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画公園事業
4・4・501 協和の杜公園
- 3 事業施行期間 昭和63年5月26日から平成10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和63年告示第765号の事業地のうち大字久地楽字西の内地内において事業地を変更し、大字久地楽字下宿裏を加える。
 - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第881号

八千代町から平成3年5月31日付けで認可申請のあった新井野爪地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成3年7月5日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年8月1日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

- 1 縦覧に供する書類 新井野爪地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成3年8月2日から平成3年8月27日まで
- 3 縦覧の場所 八千代町役場

茨城県告示第882号

八千代町から平成3年5月31日付けで認可申請のあった成田佐野地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成3年7月5日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年8月1日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

- 1 縦覧に供する書類 成田佐野地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成3年8月2日から平成3年8月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 八千代町役場

茨城県告示第883号

古河市から平成3年7月2日付けで認可申請のあった中田地区土地改良事業計画変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成3年7月17日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年8月1日

茨城県境土地改良事務所長 高 橋 展 男

- 1 縦覧に供する書類 中田地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 平成3年8月2日から平成3年8月27日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 古河市役所

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第52号

平成3年茨城県選挙管理委員会第6回臨時会を次のとおり招集する。

平成3年8月1日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴 木 貞 男

- 1 日 時 平成3年8月5日(月)
午後3時30分から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-5-38
茨 城 県 庁
- 3 議 題

- (1) 平成3年4月21日執行統一地方選挙に係る審査申立ての審理について
- (2) そ の 他

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営関川霞地区土地改良事業(農業用排水)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営関川霞地区土地改良事業(農業用排水)計画書写し
- 2 縦 覧 の 期 日 平成3年8月2日から平成3年8月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 石岡市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営関川霞地区土地改良事業（暗渠排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営関川霞地区土地改良事業（暗渠排水）計画書写し
- 2 縦 覧 の 場 所 平成3年8月2日から平成3年8月27日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 石岡市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営関川霞地区土地改良事業（農道整備）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営関川霞地区土地改良事業（農道整備）計画書写し
- 2 縦 覧 の 期 間 平成3年8月2日から平成3年8月27日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 石岡市役所

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 総 和 町
- 2 作 業 種 類 公共測量（現況平面図作成）
- 3 作 業 期 間 平成3年7月22日から平成3年12月5日まで
- 4 作 業 区 域 猿島郡総和町大字大堤の一部

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
石岡市荒金12993番1，12994番1，同番3，同番7

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷和原村大字福岡 2 4 7 7 番地

株式会社 筑波物流

代表取締役 山 田 普

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 3 年 8 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
宮土木指令 第782号	3.7.22	幡山 耕一	那珂郡大宮町 240番地の1	那珂郡大宮町字大宮 1487番1, 1487番7	メートル 4.23	メートル 25.15
潮土木指令 第395号	3.7.24	(株) メイキング (代) 石川 博重	東京都新宿区百人町1丁目20番3 渡辺ビル705	大野村大字志崎字亀久 保154番29	6.20	39.58
“ 第384号	3.7.20	(有) 讃 駈 建 設 (代) 山本 義隆	東京都世田谷区 宮坂2-26-12	銚田町大字大戸字堤谷 原814-15	6.20	62.30
竜土木指令 第968号	3.7.18	(株) 協栄工務店 佐藤 是和	土浦市川口 1-10-5	稲敷郡美浦村大須賀津 字大門316-4	4.20	35.00
“ 第973号	3.7.22	大 光 住 宅 (株) 武笠 利美	千葉県柏市 中央町3-30	稲敷郡新利根村下根本 字池田4809-3	4.00	23.17

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)